

大分県報

令和七年
四月一日
号外（三五）

（火曜日）

目次

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正……………
大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則……………
職員等の退職管理に関する規則の一部改正……………
人事委員会告示
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正……………

○人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事部局の部の本庁の項中「統計調査課参事」の下に「、環境政策課参事」を加え、同部のこども・女性相談支援センターの項中「総務・女性相談部長」の下に「、大分支所長、大分支所次長」を加え、同部の産業科学技術センターの項中「次長」の下に「（第一順位者である次長に限る。）」を加え、同表の教育委員会の部の本庁の項中「教育次長、参事監」を「理事、教育次長」に改め、「、室長」を削り、「総務企画監」の下に「、教育DX企画監」を加え、「法務班課長補佐」を「法務班主幹」に、「教育財務課企画・予算班課長補佐」を「教育財務課企画・予算班主幹」に、「福利課参事・管理予算班課長補佐」を

「福利課管理予算班課長補佐」に、「人権教育・部落差別解消推進課管理予算班主幹」を「人権教育・部落差別解消推進課管理予算班副主幹」に改め、同部の教育事務所の項の次のように加える。

遠隔教育配信センター 所長、次長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十七号

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十四年大分県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表の玖珠町の部の本庁の款の町長部局の項中「会計管理者」の下に「、室長」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第十八号

職員等の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員等の退職管理に関する規則（平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「又は」を「、」に改め、「部長」の下に「又はこども・女性相談支援センターに置かれる大分支所の長」を加え、同号ニ中「グループ長」を「及びグループ長」に改め、「及び室長（こども・女性相談支援センターに置かれるものに限る。）」を削

り、同条第三号二中「、所長及び室長」を「及び所長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の職員の退職管理に関する規則第十四条第二号二及び同条第三号二に規定する室長であった者については、なお従前の例による。

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第二号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示（平成十一年大分県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

第一号の表の十二の項中「大分県立農業高等学校」を「大分県立農業高等学校
遠隔教育配信センター」に、同

表の十三の項中「大分県こども・女性相談支援センター」を

「大分県こども・女性相談支援センター（大分支所を除く。）
大分県こども・女性相談支援センター大分支所」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。